

鈴木義男の「立憲平和主義的生存権」 思想の覚書

金 井 光 生

目 次

緒 言

序

1. 「生存権」の前史

2. 「生存権」の日本国憲法史

(1) 佐々木惣一 (1878-1965) (2) 鈴木安蔵 (1904-1983)

3. 鈴木義男 (1894-1963)

3-1. 第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会

3-2. 鈴木義男の「立憲平和主義的生存権」論

(1) 平和主義 (2) 文化国家 (3) 人格的生存権

(4) 「私の記憶に存する憲法改正の際の修正点」(1958年)

3-3. 小 括

結

【参考文献】

緒 言

2020年来、新型コロナ (COVID-19) の世界的パンデミックにより人々は不穏な日々を過ごしている。まもなく10年を迎える2011.3.11東日本大震災とそれに伴う福島原発事故という原発震災のことも想起しつつ、記憶として残しておく*。

日本国憲法前文が謳う「全世界の国民の平和的生存権」の一層の実現を願って。

2021 (令和3) 年元日

序

「日本の憲法は、『われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する』と述べています。しかし、日本政府は市民を保護するための政策をほとんど実施していません。さらに、放射線量の高い地域への帰還政策ばかりに力を注いでいます。私は、日本政府が国連人権理事会の勧告をただちに完全に受け入れて実施することを要求します」¹——2011.3.11原発震災により、「福島」は、原発政策・地方格差・社会的弱者へのしわ寄せ等々、日本国家（あるいは中央）が生み出してきた問題構造を可視化した「フクシマ」として現象した。地震・津波・放射能汚染・風評被害の四重苦に加え、「復興」という苦難とともに²。

あれから10年が経つ。平成から令和へと変わり、当時「under control」と

* 本稿は、日本平和学会2019年度春季研究大会（於・福島大学）における報告用フルペーパーを基に執筆したものである。一部、金井光生・阪本尚文『鈴木義男の憲法思想と日本国憲法の誕生』（福島県学術教育振興財団助成リーフレット、2019年）と重複していること、および、後掲の清水まり子氏の諸業績に多くを負っていることをお断りしておく。文献の引用に際しては、旧字体を新字体に、漢数字を算用数字に改めたり、邦訳を改訳したりした箇所がある。また、引用文中の〔 〕内は引用者（金井）による補足である。なお、本稿の内容については、2017年度に立ち上げて私が世話人を務めている「福島と憲法」研究会における私の報告に対する議論等からも有益な示唆を得た。

1 福島県から大阪府に母子で自主避難した森松明希子氏の2018年3月19日国連人権理事会における英語スピーチより。2018年7月11日には、第196回国会・参議院東日本大震災復興特別委員会に出席し、平和的生存権を引いて「避難の権利」の保障・実現を訴えている（森松明希子『母子避難、心の軌跡』（かもがわ出版、2013年）も参照）。

2 塩崎賢明『復興（災害）』（岩波新書、2014年）など参照。

強弁して「復興加速化」を推し進めた安倍晋三首相も、菅義偉首相に交代した。放射性物質と放射性廃棄物の問題は残されたまま、けれども世間的には過去のものとして風化している中、新型コロナウイルスの世界的脅威が襲った。

国策人災と自然天災との違いは無視できないとはいえ、相変わらず異常な多さの日本の自死者の問題も含めて、その根底に共通して構造的に問題化されるべき人々の平和的な生命権・生存権の憲法哲学的解明は、「constitution（構造＝憲法）の学」の重要な課題の1つであるはずである³。かつて湯浅誠が指摘した「五重の排除」⁴の問題は過去の話などではなく、いかにセーフティネットを構築していくのか、憲法的なグランド・デザイン⁵の提出は今でも必要である。

本稿では、この課題の検討への参考資料の提供として、1946年日本国憲法の成立に大きな影響を与えた福島県出身の2人の鈴木（「W鈴木」）——鈴木安蔵（相馬郡小高町（現・南相馬市）出身1904-1983）と鈴木義男（白河市出身1894-1963）——のうち、生存権規定（憲法25条1項）の明記に尽力した鈴木義男の戦前から戦後に至る憲法思想の一部を、「立憲平和主義的生存権」というパースペクティブから発掘し整理して、今後の覚書としておく⁵。

3 本稿では「生存権」を扱う。主に13条に基づく「生命権」については、棟居快行や山内敏弘らが興味深い主張をしている。

4 ①教育課程からの排除、②企業福祉からの排除、③家族福祉からの排除、④公的福祉からの排除、⑤自分自身からの排除、を指す（湯浅誠『反貧困』（岩波新書、2008年）60-62頁）。

5 もともと福島県は、憲法と歴史的に縁が深い。戊辰戦争以後の近代以降に限っても、明治期自由民権運動に関わる福島事件（1882年）、太平洋戦争末期における戦争国策によるウラン採鉱強制、戦後最大の冤罪事件と言われる松川事件（1949年）などの現場であるだけでなく、日露戦争時に「日本最初の良心的兵役拒否者」となった矢部喜好（耶麻郡木幡村（現・喜多方市）出身1884-1935）、太平洋戦争後に民間の「憲法研究会」の主要メンバーとして民間憲法草案であ

これはまた、1946年日本国憲法を、「全世界の国民の平和的生存権理念に規整された思想の自由市場に基づく人格的コミュニケーション体系」というインテグリティあるものとして原理的かつ内在的に解明することを物語論的・哲学的解釈学的に企てようとする、私の「憲法哲学」体系⁶の樹立のための予備的作業の一環をなす。

まずは、本題に必要な限りで生存権をめぐる前史をラフに素描し、次いで、本題の鈴木義男の生存権論を考察する。

1. 「生存権」の前史

哲学者フィヒテは『閉鎖商業国家』（1800年）の中で「生きよ、そして生かしめよ（Leben und lassen leben）！」⁷と主張していたが、生存権的な発想自体は古今東西存在した。それは、古来Recht理念の内実とされてきた「各人

る「憲法草案要綱」を起草しGHQ草案に影響を与えたと言われる鈴木安蔵、そして、本稿の主人公である、日本国憲法の「憲法定議院」となった第90回帝国議会において衆議院議員・衆議院帝国憲法改正小委員会のメンバーとして政府案を加筆修正して現行憲法の成立に大きな役割を果たした鈴木義男などの出身地でもある。この意味で、日本の立憲的精神の源流のひとつに「福島」があると言ってもよく、その精神は「W鈴木」らを介して、現行日本国憲法に流れ込んでいる（古関・後掲【参考文献】など参照）。

6 さしあたり、拙稿「2016年平和的生存権覚書——憲法哲学ノート①」福島大学行政社会論集29巻2号（2016年）・同「憲法哲学構想のための哲学的人間学的想像力と現象学的プラグマティズム覚書(1)——憲法哲学ノート②」福島大学行政社会論集31巻1号（2018年）・同「四畳半憲法大系」全国憲法研究会編『憲法問題』31号（2020年）などの参照を乞う。

7 J.G.フィヒテ（神山伸弘訳）『閉鎖商業国家（フィヒテ全集第16巻）』（哲書房、2013年）24頁。

に各人のものを (suum cuique) 与えよ」——すなわち、「一人ひとりの個人を尊重すること」——の要請するところに含意されていたものであるはずである。

憲法史的には、たとえば1793年フランス憲法のように先例がないわけではないが、やはり言うまでもなく、1919年ヴァイマル憲法151条1項が「経済生活の秩序は、すべての人に、人たるに値する生存 (ein menschenwürdiges Dasein) を保障することを目指す正義の諸原則に適合するものでなければならない。各人の経済的自由は、この限界内においてこれを確保するものである」と世界史上初めて明記したことを画期とする。ただし、文言的に「権利」規定とは言い難く、そこでは、いわゆるプログラム規定説が支配的となった。さらに、それは、「生きるに値しない命」⁸という命の選別を伴う優生思想との際どい一線にあったということも忘れられてはならない。現行の1949年ドイツ連邦共和国基本法には社会権条項そのものは存在していないが、20条1項の「ドイツ連邦共和国は、民主的かつ社会的な連邦国家である」という「社会国家」条項により、国家に社会的・経済的・文化的諸権利を実現することを要請している。

この点、資本主義諸国で明確に「権利としての生存権」を明文化している1946年日本国憲法は、前文の「全世界の国民の平和的生存権」とあいまって大変貴重な憲法となっているが、ここに関与したのが「W鈴木」らであった。

8 主唱者ビンディング (Karl Binding) らの著作の翻訳と解説を収めたものとして、森下直貴ほか編著『「生きるに値しない命」とは誰のことか (新版)』(中央公論新社、2020年)。もちろん、のちのナチス優生思想も。

2. 「生存権」の日本国憲法史

日本国憲法が前国家的な普遍的人権に裏打ちされた憲法上の権利（個人権）を保障するのに対して、1889年大日本帝国憲法（明治憲法）は後国家的な臣民の権利（身分権）を「法律の留保」を伴って保障したにすぎず、社会権条項も存在しなかった。もっとも、明治憲法下でも救民政策は不十分ながら恩恵的に実施されてはいたが、それはあくまで富国強兵的な国家主義に立脚するものであり、対外的な体裁の側面も強かった。労働運動をはじめ、社会主義的・共産主義的な思想や運動が敵視されていたことも、改めて言うまでもない。

とはいえ、1923年関東大震災などの災害等に際しては、復興のための社会福祉政策が模索されもしていた。日本の福祉国家論の先駆者とも言うべき有名な経済学者の福田徳三が「生存権」を提唱し、「復興事業の第一は、人間の復興でなければならない」⁹と主張していた。鈴木義男が師事した吉野作造も、福田徳三との黎明会結成等を通じて生存権を主張していた¹⁰。また、法学者でも、穂積陳重や牧野英一や恒藤恭らが「生存権」を提唱していたことは、つとに知られている¹¹。ここに、かの童話作家宮沢賢治の「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」（「農民芸術概論綱要」）という言葉

9 福田徳三『復興経済の原理及諸問題（福田徳三著作集第17巻）』（信山社、2016年）103頁。同『生存権の社会政策』（講談社学術文庫、1980年）も参照。法学者による福田徳三の研究については、清野幾久子「福田徳三の生存権論の憲法的検討」明治大学法科大学院論集21号（2018年）をはじめとする、清野による一連の研究業績を参照。

10 田澤晴子『『デモクラシー』と『生存権』』政治思想研究11号（2011年）参照。

11 中村ほか・後掲【参考文献】、松尾・後掲【参考文献】など参照。

を加えてもよからう。しかし、こうした生存権的発想も、軍国主義化に伴って、総力戦体制の構築のために国家総動員の国策へと吸収されていったのであり、「国民の生存権」ではなくなってしまった。

以上のような生存権思想の地下水脈は、日本人自身の手によって、日本国憲法制定過程において湧出されることになる。鈴木義男を論じる前に、代表的な人物として、佐々木惣一と鈴木安蔵を簡単に取り上げておく。

(1) 佐々木惣一（1878-1965）

日本国憲法制定過程において、幣原喜重郎内閣が任命し松本烝治国務大臣を委員長とする「松本委員会」における憲法試案の策定とは別に、それ以前の敗戦直後に、当時の東久邇宮稔彦内閣で無任所大臣であった近衛文麿がマッカーサーの要請を受け、元京都帝国大学教授の憲法学者佐々木惣一とともに内大臣府御用掛として昭和天皇からの下問に対する奉答という形で、幻の憲法改正調査が行われていた。この調査自体は、幣原内閣の新発足と、A級戦犯容疑の近衛文麿の服毒自殺により中止となったが、この結果をまとめて、佐々木は、「帝国憲法改正ノ必要」（俗に「佐々木憲法草案」とも呼ばれる）を1945年11月24日に昭和天皇に奉答した。全体としては、天皇主権であり基本的に明治憲法と大差なかったが、生存権類似の「生活権」保障や、地方自治制度、憲法裁判所設置の規定などが盛り込まれているのが、目新しい特徴であった。

佐々木惣一「帝国憲法改正ノ必要」（1945年11月24日奉答）：

第24条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ人間必需ノ生活ヲ享受スルノ権利ヲ有ス

遠藤美奈によれば、この「人間必需ノ生活権」は佐々木の「民意主義」の必須の前提として提案されたようである¹²。「民主主義の前提条件としての生存権」という理解であろう。佐々木憲法草案がその後直接生かされることはな

かったようだが、佐々木自身は第90回帝国議会貴族院での日本国憲法審議にも加わっている。そして、戦後の著作『日本国憲法論』（有斐閣、1949年）では、「国民の存在権」という重要な新コンセプトを提出することになる——このコンセプトはその後の憲法学界では忘れられていったが、私の憲法哲学にとってはキーコンセプトの1つである——のだが、その思想的背景の1つに、「人間必需ノ生活権」構想があったとしても不思議ではない。

この佐々木と親交があったのが、本稿の主人公である鈴木義男である。

(2) 鈴木安蔵（1904-1983）

政府とは無関係に、敗戦後、全国では様々な民間サークルが新しい憲法草案を議論し提案していた。その中でも、高野岩三郎の呼びかけにより発足した「憲法研究会」という民間サークルが「憲法草案要綱」を作成し、1945年12月26日に公表した。首相官邸とGHQにも提出している。その起草者が、憲法学者として研究会の主力メンバーであった福島県相馬郡小高町（現・南相馬市）出身の鈴木安蔵¹³であった。憲法草案要綱は、明確に国民主権を宣言し、天皇を儀礼的存在とみなし、男女平等や表現の自由や社会権（生存権など）を明記しており、現行の日本国憲法の内容に非常に近い進歩的な内容で画期的な民間憲法草案であった。鈴木安蔵が発掘し研究した明治期私擬憲法、特に植木

12 遠藤美奈「佐々木惣一の『人間必需ノ生活』権」西南学院大学法学論集43巻3・4号（2011年）参照。

13 鈴木安蔵については、柴田哲雄『フクシマ・抵抗者たちの近現代史』（彩流社、2018年）参照。拙著『フクシマで“日本国憲法〈前文〉”を読む』（公人の友社、2014年）61-62頁も参照。安蔵は、明治憲法下、京都帝国大学学生時代にマルクス主義の研究をしたりしたため、治安維持法違反第1号で検挙され懲役刑に処されている。なお、日本国憲法施行60年を記念して、安蔵の生涯を描いた、大澤豊監督映画『日本の青空』（2007年）が製作されている。

鈴木義男の「立憲平和主義的生存権」思想の覚書（金井 光生）

枝盛の「東洋大日本国国憲按」（1881年）などから多くを学び、また当時のヴァイマル憲法などの諸国の憲法を比較研究した成果が反映されたものである。この要綱は、GHQ草案に影響を与えたものの1つと言われている。

この要綱の中、全体の13番目で、「国民権利義務」の章の8番目には、メンバーの森戸辰男らが提案した、現行憲法25条1項によく似た条文があった。

憲法研究会「憲法草案要綱」（1945年12月26日首相官邸提出）

一、国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス

この要綱を策定した「憲法研究会」に一時期関わったのも、鈴木義男である。彼は、吉野作造の影響下で「社会民主主義」を標榜し、欧州留学等を経て、福田徳三らが参加した「社会政策学会」にも関与したのち、「民主社会主義」を強く主張し、健全な議会主義的政党政治の実現を目指した。

3. 鈴木義男（1894-1963）¹⁴

3-1. 第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会

1946年の6月から10月にかけて、GHQの指導の下、政府の「憲法改正草

14 鈴木義男の略歴：1894年1月17日福島県白河市にキリスト教メソジスト教会牧師であった父の許に生まれる。東北学院普通科、第二高等学校で学び、東京帝国大学法学部で吉野作造・牧野英一・美濃部達吉らの薫陶を受けて卒業。東大助手採用後、1924年に東北帝国大学に就職するも、軍事教練批判等により軍部に睨まれ辞職する。弁護士に転身し、法政大学教授を兼務しつつ、治安維持法違反の被告人の弁護にあたる。戦後1945年の日本社会党の結党に参加し、片山哲内閣で司法大臣を、芦田均内閣で法務総裁を務める。社会党右派を経て1960年の民主社会党の結党に参加。福島県選出で衆議院議員を7期務めたほか、

案」が第90回帝国議会で審議されることになった。GHQ草案には社会福祉や公衆衛生に関連する24条があり、それを受けた政府案はのちに現行25条2項として成立したが、「生存権」（現行25条1項）そのものの案はもともと存在していなかった。ここに「生存権」規定の導入を提唱したのが当時の日本社会党であり¹⁵、明文化に向けて特に活躍したのが、芦田均を委員長とする「芦田小委員会」（衆議院帝国憲法改正案委員小委員会）で強く発言した、森戸辰男¹⁶ 議員と、福島県白河市出身の公法学者の鈴木義男¹⁷ 議員であった。

東北学院理事長や専修大学学長・理事長等も歴任した。1963年8月25日死去。社会民主主義・民主社会主義を標榜したが、マルクス主義には否定的であった。

- 15 日本社会党による日本国憲法への提案・問題提起を総括したのものとして、鈴木・後掲【参考文献（1947年）】。
- 16 経済学者の森戸は東京帝国大学助教授だった当時、クロボトキンの社会思想に関する研究を発表し、政府により弾圧されている（1920年森戸事件）。森戸の生存権論については、遠藤美奈「『健康で文化的な最低限度の生活』再考」飯島昇蔵ほか編『憲法と政治思想の対話』（新評論、2002年）参照。
- 17 金井光生・阪本尚文『鈴木義男の憲法思想と日本国憲法の誕生』（福島県学術教育振興財団助成リーフレット、2019年）のほか、岩本由輝研究代表『杉山元治郎・鈴木義男の事績を通して見る東北学院の建学の精神』（東北学院、2009年）、大和田雅人『憲法とみやぎ人』（河北新報社、2018年）、東北学院資料室運営委員会「大正デモクラシーと東北学院」調査委員会編『大正デモクラシーと東北学院——杉山元治郎と鈴木義男』（東北学院、2006年）参照。鈴木安蔵は憲法学を学ぶ者には知られているが、鈴木義男の方は戦後の内閣で司法大臣・法務総裁まで務めた人物であるにもかかわらず、その人と偉業は、高橋・後掲【参考文献】等を除いて、ほぼ忘却されてきた。義男の母校でありのちに理事長を務めた東北学院が、以前より鈴木義男関連文書を収集しており、経済学者の仁昌寺正一氏が研究プロジェクトを進めておられる。私も世話役を務める「福島と憲法」研究会を通じて、氏にお世話になっている。ここに感謝を申し上げる。なお、鈴木義男伝記刊行会編・後掲【参考文献】、村上武『22人の政治家』（内

芦田小委員会の全体的な雰囲気は、当初、生存権の明記に消極的であった。特に芦田委員長は譲歩しつつも、個人の尊重（現行13条）に「生活権」を加えれば済むのではないかと執拗に森戸・鈴木に迫っていた。

以下、1995年になってようやく公開された『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録』から、第7回委員会（1946年8月1日（木））における議論を抜粋する。

芦田均 23条〔現行25条〕の1項としてお書きになった部分は、12条〔現行13条〕に「個人として尊重され、生活権を保障される」と、こう簡単にはしてはいけないのですか、同じ意味じゃないですか

（中略）

芦田 しかしこの第1項は具体的と言った所が、つまり最小限度の生活を保障しろということでしょう、だから12条の一般的な生命権とか、自由権とか、幸福追求権とかいう所に、「生活権」と言う文字を入れてやった方がよろしくはないか、その生活権というものが12条に除いてあるという風な印象をあなた方はお持ちになっておるのではありませぬか

森戸辰男 除いておるのではなくて、一般的に言えばその中に含まれるかもしれない

芦田 だからそこをはっきりして、「生活権」という言葉を12条に入れて、「生活権は保障される」と、こう書いておけば、「すべて国民は健康にして最小限度の文化的水準の生活を営む権利」ということが書いてあるのだから、その方が簡単にいくじゃありませんか、そうしてこれは一般的に保障してよいことだと思います、これは少しも具体的にどうするという文句じゃないのだから…

森戸 それは12条に書いて、もう一度具体的に23条に書くなら少しも異議は挟まないが、12条書いて、23条に書かないのだとこれはちょっと…

芦田 2項はよいのです、1項はこれは具体的じゃないものでしょう、生活権ということだと思ふ

森戸 それを内容を規定して、健康にして文化的水準に应ずる最小限度の生活権という…

芦田 それを生活権というのではありませぬか、だから、そういう意味で生活権というのだから…

(中略)

芦田 だから初めの方は12条の所で総て国民は個人として尊重され、その生活権は保障される、この生命権、それを入れる、今森戸君のお話になった23条の第1項にお入れになるということは、結局そういうことだと私は思う、ただ少し説明が付いておるが…

鈴木義男 違うのです、立法の体裁から言っても、12条の最初の1項は倫理的な要求なのです、総て国民は個人として尊重される、「リスペクテッド・アズ・インディヴィデュアルズ [respected as individual]」、無論「インディヴィデュアリティー [individuality]」が尊重されるということなのですから、経済上の生活保障というものをこれに継ぐと、木に竹を継いだようになる、むしろ継ぐならば生命、自由及び幸福の追求の方に入れなければならぬが、これはこれで1つの完全体になっており、抽象的規範としてはこれで十分でありますから、これを後の方へ来て他の色々な自由権や幸福権と共に具体化するということで23条を修正したいという意味だったのです、そこを1つお考えを願いたい

(中略)

[原夫次郎が、憲法には国策や政綱を原則的に示して詳細は法律に委ねるべきだと発言したことに対して、鈴木が、原委員の理屈だと、婚姻やら相続やら令状捜査やらも法律で規定すればよいことになってしまうと反論。]

原 それは人権に関する非常に大きい問題で…

鈴木 それならば生存権は最も重要な人権です、結局19世紀までの憲法の体裁だとお考えになるか、20世紀になってから出来ておる各国の憲法のような憲法を作ることが差支えないかということに帰着するのです、「フランス」の憲法でも、「ソ」連の憲法でも、労働者の権利とか色々なことをもっと詳しく書いてありますよ

原 それで例えば財産権の所の修正意見を見ましても、あなた方の言われるのはいわゆる社会主義…

鈴木 「アメリカ」の憲法に書いてあることなら黙って通すが、「フランス」や「ソ」連や「ドイツ」の憲法に書いてあるのは通さないというような意見が非常に強いので、我々心外に思っておるのです¹⁸

鈴木義男（以下、「義男」と略記）の生存権思想について先駆的に研究してきた清水まり子（義男の姉の孫）によれば、「この時、鈴木は簡潔で明確な主張、『生存権は最も重要な人権です』という一言は、その場の雰囲気を変えるに十分な説得力を有していたと読み取れます。議論の流れを仕切る力が、この時この場で鈴木に与えられ、座は一気に生存権承認の流れに移っていきます。誠に議論という、気迫をも加わっての言葉の行きかう場の妙味を感じさせられる一幕です。言葉の持つ思想の力と、それが時代を動かす梃子となる場面、といえるかと思えます」¹⁹と評価している。

18 古関彰一解説『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録（復刻版）』（現代史料出版、2005年）198-199頁。

19 清水・後掲【参考文献（2012年）】95頁。清水の一連の論稿は、芦田小委員会における議論も丁寧にトレースし詳細に紹介している。清水はさらに「平和的生存権」との思想的関連も指摘している（清水・後掲【参考文献（2017年）】）。

以上のような義男の「生存権」²⁰主張が、いかなる背景の下に形成されたのか、彼の憲法思想の一端を垣間見たい。

3-2. 鈴木義男の「立憲平和主義的生存権」論

義男の憲法思想の柱は、私見では、(1) 平和主義、(2) 文化国家、(3) 人格的生存権の3つに集約できる。

(1) 平和主義

義男が戦前東北帝国大学教授を辞職する原因の1つとなったのが、1925年に開始された学校での配属将校による軍事教練に対して、一般教育・軍事教育分離論に基づいて行った痛烈な批判であった。そこには、ヨーロッパ留学を体験した義男ならではの、第1次世界大戦への痛切な反省があった。

1924年12月8日から7回に亘り地方新聞『河北新報』に連載された軍事教育批判がある（鈴木・後掲【参考文献（1924年）】*引用は、金井翻刻（2019

20 「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が「生活権」ではなく、「生存権」と呼ばれるようになった直接の起源を探ることはできなかった。芦田小委員会の議論でも、「生活権」と「生存権」という語を特にこだわりなく相互互換的に用いている。「生存権」の呼称が定着したのは、ヴァイマル憲法151条1項に引きずられていることや、我妻栄「基本的人権」国家学会雑誌60巻10号（1946年）論文が「自由権の基本権」と区別して「生存権の基本権」カテゴリーを提出したことに大きな影響を受けたことは間違いないが、詳細は明らかでない。比較的初期の日本国憲法の概説書では、「生活を営む権利」（美濃部達吉『日本国憲法原論』（有斐閣、1948年）184頁）、「最低生活確保の権利」（佐々木惣一『日本国憲法論』（有斐閣、1949年）434頁）といった名称が用いられているが、戦後憲法学書のスタンダードと評される、宮沢俊義『憲法Ⅱ』（有斐閣、1959年）になると、特に説明もなく「生存権」という名称が当然のように使われている（412頁。そして驚くほど叙述は薄い）。

年) より)。一部を抜粋する。

人間の世の中は不断の闘争である。しかし人は皆この闘争を超えて平和を望むのである。闘争は決して目的ではなく平和こそ目的である。教育の目的も畢竟この外に出づるを得ない。…教育の目的は闘争本能の助長ではなくしてその適当なる調節でなければならぬ。…一斉射撃を教ゆることは少なくとも倫理道徳自然科学及び文化科学を教ゆる学校において同時に課するものとしては甚だよろしくない。故に教育の目的論よりいえば、今日まで日本に行われている軍事教練が既によろしくないのである。いわんやこれ以上に殺人術を教ゆることにおいてをやである。…かのカントを見よ。欧州の戦雲穏やかならざる間にあって『永久平和論』を哲学的法理学的体系にまで造り上げる余裕と自制とがある。カントの述作の一つとして永久的生命のないものはないのであるが、又かの『永久平和論』程学問的見地から見て永久的価値あるものはないのである。そは実に時代と国境とを超越している。…人類の文化はカントの指示したやうな方向に動いていることだけは確かである。…欧州大戦中においても思想的には戦線を超えて握手するの現象を見たのである。一国と他国はすべての点において敵となり得るものではない。殊に学者のごときは戦線を超えて握手するの特権があるのである。…所謂憂国の学者のうちに時勢の推移を見て早晚戦争は免れずとして挙国的軍事教育の止むべからざるを是認せんとするものが少くない…[が、] 学者としては自殺論である、教育者としては教育の現代における意義を忘れたものである²¹。

本論説は、闘争本能をコントロールするための人間の教育・文化の重要性を説く点で、また、平和主義と、国境を越えた学問および表現の自由との不可分

21 鈴木・後掲【参考文献（1924年）】（金井翻刻（2019年）124-126頁）。

性を説く点で、現在でも再読の価値がある。

他方、戦後の芦田小委員会における義男は、現行憲法9条1項に関して、「社会党は…今一条平和愛好国であると云ふやうなことを出したいと思つた、日本国は平和を愛好し、国際信義を重んずる——是は法律に直すには可なり難しい技術を要しますが、是は道徳的の規定になりますから、外にも道徳的の規定は沢山ありますけれども、其の趣旨は前文に出て居りますから、無理にさう云ふ一条を設け、或は此の前に出すことはないと思ひます、強ひて固執は致しませぬが、皆さんの御意見を伺ひます、唯戦争をしない、軍備を皆棄てると云ふことは一寸泣言のやうな消極的な印象を与へるから、先づ平和を愛好するのだと云ふことを宣言して置いて、其の次に此の条文を入れようぢやないか、さう云ふことを申出た趣旨なのであります」²²と平和目的の挿入を提案し、審議を通じて現行憲法9条1項の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という、いわゆる「芦田修正」に結実した。俗に言う「平和憲法」の原点がここにあると言っても、不当ではない。

(2) 文化国家

義男は、今見たように、目的としての平和のために、人間の闘争本能を教育・文化によってコントロールしスポーツ等に振り向けることを主張していた。それは、プラグマティストのジェイムズ (William James) が「戦争の道徳的等価物」(1910年)を提唱し、戦争へのエネルギーを社会的に必要な奉仕活動へと振り向けることを主張したこと²³や、アインシュタイン (Albert Einstein) —フロイト (Sigmund Freud) の往復書簡 (1932年) の中で、フ

22 古関解説・前掲書注18、78-79頁。

23 W.ジェイムズ (植木豊訳)「戦争の道徳的等価物 (1910年)」『G・H・ミード 著作集成』(作品社、2018年)。

ロイトが人間の攻撃性の制御を「文化」の発展に見出していたこと²⁴にも通じるところがあるだろう。

戦後、義男は、司法大臣として新憲法を解説した「新憲法逐条解説」で、日本国憲法9条は国際法上の自衛権まで放棄したものではないとしつつも、「要するにもはや戦争というような野蛮な方法によつて国運を伸張しようというのは、世界的に見て時代おくれであつて、小さいながらもわれわれも、一層合理的世界体制建設の一翼に参加し、合理的に生存権を主張し、産業経済と文化的方面においてうるおいもあり、香りも高い文化国家建設に邁進すべきである。これを国是として宣言して居るのが前文と第二章第九条の意義である」²⁵と述べている。

加えて、『新憲法読本』（1948年）では、25条についてこう述べる。

これは大体、わが社会党の提案によつて、挿入された条文であつて、画期的な意義を有するものである。所謂生存権の保障である。/…将来の日本は、国民総動員で勤勞する、勤勞によつて生き、富みかつ榮えてゆく、所謂勤勞国家になるのである。働かざるものは食ふべからずといふことが原則となるのである。この義務を果す限り、国民は誰でも人間に値する生活だけはすることができるように保障されるといふのである。人間が動物と違ふところは、ただ働いて食べて寝て起きて死ぬといふのでなく、生活に必要なだけは働くが、できるだけ余裕を作つて、芸術を楽しむ、社交を楽しむ、読書や修養につとめる、つまり文化を享受し、人格価値を高めるといふところにあるのである。故に生存権といふのは、単なる動物的生存でなくて、人間に値する文化的生存といふことで

24 S.フロイト（中山元訳）「人はなぜ戦争をするのか」『人はなぜ戦争をするのか』（光文社古典新訳文庫、2008年）。

25 鈴木・後掲【参考文献（1948年a）】35頁。

ある。これも贅沢を云へば、きりが無いが、最少限度の人らしい生活だけは保障されるといふのである。/…国家は、あらゆる生活部面について、社会福祉の増進につとめなければならないのである。社会福祉といふのは、救貧、授産、社交、娯楽、文化一切のことが、それであつて、これらの設備がくもの巢のやうに、社会全般に張り廻らされて、国民何人もその必要と希望に応じてこれを利用することができる状態におくことである。社会福祉の施設が発達をすれば、自分自身は余り金がなくても、便利でかつ豊かに生活することができるわけである。さういふ国を作ることが、所謂文化国の理想である。…/これら各種の施設の発達によつて、国民の最後の一人までも、その文化的生存を完うすることができるやうになることが期待されるのである²⁶。

戦後直後に一時流行した「文化国家」の理念は、以前の軍事国家なかんづく高度国防国家を自覚的に否定する観念として、「平和主義」と結びつけて言及されることが多かったと指摘されているが²⁷、生存権の保障と実現こそが「文化国の理想」と言い切る義男にあっては、次に見る「人格的生存権」は、まさにその文化的＝平和的思考の先駆けであると評価できる。

(3) 人格的生存権

義男も、1919年ヴァイマル憲法の「人間に値する生存 (ein menschenwürdiges Dasein)」規定 (151条1項) などに衝撃を受けて生存権を強調し、社会権条

26 鈴木・後掲【参考文献 (1948年b)】61-62,64頁。

27 中村美帆「日本国憲法制定過程における『文化』に関する議論」文化資源学 9号 (2011年)・同「戦後日本の『文化国家』概念の特徴」文化政策研究7号 (2014年)・同「憲法25条『文化』の由来と意味」文化政策研究9号 (2016年) など参照。

項不在の明治憲法下において法律レベルでの「社会化」²⁸を説いていた。特に、「人格的生存権」を提唱した「所謂基本権の法律的实现」論文（1926年）と、「社会法」領域の開拓のために法思想史的な解明を行った「社会的立法の思想的背景（全4回）」論文（1927年）は、重要である。

I. 「所謂基本権の法律的实现」論文（1926年）

1926年の「所謂基本権の法律的实现」論文は、メンガー（Anton Menger）らを引きつつ、各人それぞれ「何等かの意味でレーゾン、デートル」を持つ人間の、生理的・経済的な動物的生のみならず文化的な精神的生をも保障すべき意味で、一層高次の「人格的生存権」を認めることを訴えている。長めに引用する。

数次の人権宣言に於て試みられた基本権の要求はおのおの多少のニュアンスを抱持して居るのではあるが、これを包括して一つの命題に要約するならば、「萬人をしてその生存上にその所を得せしめよ」と云ふことに外ならないのではあるまいか。これを各人の生存を最小限度に於ても保障せよと云ふ古き意味の生存権の概念に対して、一層高次的な意義あるが故に人格的生存権の要求と呼ぶことが出来ようかと思ふ。…/先づ生存権から始める。生存権の観念は、余が三大基本権として観察せんとする生存権、自由平等の人格権、労働権の中では最も古く提唱された観念である。…/法律と云ひ道徳と云ふも、何れも社会人としての各個人の生々発展のため定立せられたる規範の総合に外ならぬ。社会に於ける人間存在の意義はその最小限度に於て生存の維持に存し、その最大限度に於て人格的生存を全うすることに存することは疑ない。生命はそれ自体価値

28 各法律領域における「法律の社会化」についての概説書として、鈴木・後掲【参考文献（1933年）】。

ではないかも知れない。けれども価値は生命を通じてのみ実現され創造されるが故に、価値と不可分に置かれるのであり、生命はあらゆる意味に於て協同体から、隣人から愛護されなければならないのである。又実際に就て見てもいかなる微賤なる人間と雖も（かくの如き用語は紊りに用ゆべきものではないが）何等かの価値の実現、創成に参与せないものはないのであるから、かくの如き各人は地上に生きるの意義を持つて居るのである。兎も角も各人は何等かの意味でレーゾン、デートル [raison d'être (存在理由)] を持つて居るのであり、それ故に協同体に、即社会に加入して居るのであるから、社会から恣意的に除斥せらるべきでないことは協同体の理念及法の理念より当然に要求せられるのである。協同体は即ち様々の条件が許す限りその成員の存在を否認し脱退を要求することは出来ない所の義務を負ふ筈であり、個人も亦協同体の維持と発展とに対して持分を有して居るのであるから紊りに恣意的にこれから脱退することが出来ない義務を負ふのである。ここに生存義務と生存権の要請が成立するのである。しかも人類の生存は最少限度に於てもその人格的存在と離れて考ふことは出来ない。ここに人格尊重の義務と人格主張の権利とが成立するのである。/善と正義とは疑もなく社会に於ける各人の人格的生存を完成せんと期して居るものである。…余は新しき法治時代の出発点をこの人格的生存権の認承に置き、そが立法と解釈とを通して如何に発展せしめらるるかを見度いと思ふのである²⁹。

すでに明治憲法下の1926年の段階で、一人ひとりの個人の存在価値を重視して「人格的生存権」を唱え、労働者を典型とする社会的弱者の経済的保護を目的とする狭義の生存権を超えた、人格権と連関する豊かな精神文化的内容を提示していたことは、特筆に値しよう。そして、ここには、単に物理的に生存

29 鈴木・後掲【参考文献（1926年）】57-58,59,86-87頁。

すればよいというゾーエー的な意味ではなく、現存在（Dasein）として、精神的存在者として平和的・文化的に生きるビオス的な意味が示されていると言えよう。この意味で、義男の憲法思想の中核は、〈平和主義—文化国家—人格的生存権〉というトリアーデにある、と言ってよい。個人の人格の尊重・保障が立憲主義の本質にあるとすれば、義男の人格的生存権コンセプトは、「立憲平和主義的生存権」と呼んでよいだろう。

II. 「社会的立法の思想的背景（全4回）」論文（1927年）

1927年の「社会的立法の思想的背景（全4回）」論文は、主要国の社会立法の動向をスケッチしたうえで、①親権主義的な専制的親権主義、②功利主義的な自由主義、③社会政策主義的な干渉主義³⁰、④修正社会主義的な社会主義の発展段階モデルを提出している。そして、「要するに過去に於て、又現在に於て実際に立法者の意識に働きかけ、又働きかけつつある思想が、功利主義の一層具体化され、近代化されたる社会政策主義的思想であることは疑ないことである。各国の自由主義的政党の人々にしてこの思想的根柢の上に立たざるものは殆んど稀であると云つても過言ではなからうと思ふ」³¹と言い、来たるべき社会主義を論じる。

義男は、社会主義を純正マルクス主義と社会民主主義に分けるが、前者を理論の不整合性や実現の困難性などを理由に斥け、議会主義を重視しながら実質

30 福田徳三の「権力国家より義務国家へ」、「財産国家より労働国家へ」という標語で知られる社会政策理論については、「しかしこの抽象的立論が具体化される時、実行としての政策は従来の協調論と果して多くの相違を見出すに至るであらうか否かが疑はれるわけである。殊に博士が終局に於て目ざす社会の理念が示されないために社会哲学的根柢が欠けて居るのではないかと思はれるのである」（鈴木・後掲【参考文献（1927年）】（中）52頁）と疑問を呈している。

31 鈴木・後掲【参考文献（1927年）】（中）53頁。

的平等・搾取撤廃の立法的実現を目指す社会民主主義（修正社会主義・法的社会主義）を評価する。かくして、ラッサール（Ferdinand Lassalle）らの国家社会主義、ベルンシュタイン（Eduard Bernstein）の社会民主主義、A・メンガーの法的社会主義を挙げつつ、その最良の理論家としてシュタイン（Ludwig Stein）——ただし、義男は、シュタイン自身は社会政策論者に近く社会主義の理論家ではない、と断りを入れているが——を取り上げて、その「観念的楽天主義的要素」を諷めつつも、「法律の社会化（Sozialisierung des Rechts）」の主張とその根本要請である「生存権（Recht auf Existenz）」および補完関係にある「労働権（Recht auf Arbeit）」の保障等の構想に、最良の社会民主主義的な立法原理を見出して、賛意を表明するのである³²。

以上の社会化の世界史的発展を法思想的に裏づけるために、最終的に、法哲学者ラートブルフ（Gustav Radbruch）の有名な法の3つの理想類型——「超個人主義（Überindividualismus）」・「個人主義（Individualismus）」（また

32 鈴木・後掲【参考文献（1927年）】（中（続））40-44頁。また、ブルジョア（Léon Bourgeois）やデュギー（Léon Duguit）らフランスの社会連帯主義については、自由主義と社会主義を協調させる可能性に魅力を見出しつつも、社会連帯の事実と規範の架橋において理論的難点があり、その個人主義的基礎において妥協主義的であるとする（同49-61頁）。なお、そこで義男は、社会連帯の当為性について理性の社会的性質から論証しようとする、井上忻治「当為としての社会連帯（全2回）」学苑社『学苑』2巻7号・8号（1927年）に注目している。井上は、人間の事実上の自然必然的な社会連帯は、理性が本来的に人類全体の理性でありその全き完成を目指すべく個人に義務づけられている理性的必然性のゆえであると言う。「社会連帯は理性自体の有するこの社会的性質に、その真の基礎を見出すのである。そして事実としての連帯を当為としての連帯に換位せしめるもの、従つて、社会連帯にその道徳的価値を保障するものは、また明らかにこの理性の社会的性質である」（井上・同論文7号26頁）。

は「人格主義 (Personalismus)」・「超人格主義 (Transpersonalismus)」³³——を取り上げて、世界の趨勢は、超個人主義と結びつきやすい保守主義・国権主義ではなく、個人主義と結びつきやすい自由主義にあると言う。しかし、個人主義は観念論的で抽象的にすぎ、カントやグリーン (Thomas Hill Green) 流の哲学で理論武装しある程度の社会政策等が実施されたとしても、「法の社会化」という点で不十分だと指摘して、次のように論じる。

社会主義は経済学的意義に於て団体主義であり得るけれども、哲学的に見れば個人主義的思想の範疇に属すること又改めて云ふ迄もないことと思ふ。…しかし自由主義がともすれば「自由人の結合」という最も徹底した目標を有すべくして、その実行力がある限界で止まらうとする傾向のあるのは、その倫理観がどうしても個人主義的倫理観の域を出づることが出来ずして、社会思想として社会の経験的地盤に徹底した批判を向ける力を持つて居らないと云ふ弱点を有するが為めではなからうかと思はれる。民主主義も市民的民主主義に止まる限りに於て同様の弱点を免れることは出来ないのである。自由主義の政治哲学は永久の価値を供する。只その自由の実現せられるがためには地盤の改造が必要であり、かかる大規模なる改造は自由主義それ自身に期待することが出来ないのを遺憾とする丈けである。/同じ個人主義的基礎に立ちつつも、社会民主主義乃至革命社会主義はこの弱点を免れる。否この欠点を救ふ所にだけその重要な意義があるとも云へるのである。…而して凡ての問題は先づ第一前提として階級の撤廃、従て搾取の撤廃の実現から出発せねばならぬとして居る点に、現代社会思想の総決算をなすものである。この事はかの社会政策 (連帯主義も含む) が次第に行詰りを感じると共に、その政策原理をここ迄 (搾取の廃止という)

33 G.ラートブルフ (田中耕太郎訳)『法哲学 (ラートブルフ著作集第1巻)』(東京大学出版会、1961年)特に第7章・第8章など参照。

進め来つたことに徴しても明かであらう。…/かくして功利主義、社会主義、社会政策主義は共に個人主義的世界観の上に立つことに依つて、而して社会改造に対する帰着点を一にせざるを得なくなつたことに依て、各々の思想が法の社会化及び社会的立法という共同の舞台に於て朝宗することになつたのである。而して社会政策主義が搾取の廃止を目標とするに至れば、社会主義とそれ自身を区別するは単に名称の問題に過ぎないと思はれる。かくして現代に於て、自由主義の政党も、民主主義の政党も、社会主義の政党も、挙つて社会的立法に努力し、その及ばざらんことを恐れるの風あるの事情も、而してしかもその間に一脈のニューアンスの存することも自ら理解し得る所となるのである³⁴。

本論文の最後では、超個人主義と個人主義の二極化を克服しようとしてラートブルフが期待する、文化目的に奉仕し各人の個性を重視する共同作品的な文化共同体を理想とする「超人格主義」、来たるべき「社会主義文化観」を好意的に評価し³⁵、近時の「世界法的運動」や「社会立法に於ける国際協同」に注目している³⁶。この段階で、義男の社会民主主義（民主社会主義）思想におい

34 鈴木・後掲【参考文献（1927年）】（下）38,42,43-44頁。

35 同時代アメリカのプラグマティズム法学の祖ホームズ裁判官も、「jobbist（仕事人）」という造語で利己主義と没我的利他主義との両極端を超克する仲間団体のイメージの普遍化可能性を論じていた（拙著『裁判官ホームズとプラグマティズム』（風行社、2016年）特に235-237頁を参照）。また、第2次世界大戦中には、周知のように、フロム（Erich Fromm）が、ナチズムを典型とする「自由からの逃走」の要因を克服する道として、自発的な「愛」と「仕事」に基づき個性を発展させる「民主社会主義」の実現を提唱していた（E.フロム（日高六郎訳）『自由からの逃走』[1941]（東京創元社、1951年）第7章）。

36 鈴木・後掲【参考文献（1927年）】（下）44-51頁。なお、当時、一時代を席捲していた新カント学派一般については、「カント派又は新カント派の社会改造論が、ともすれば消極的、保守的に傾いて、社会組織の根幹を動かすことに常

て、人格的生存権と文化的国家観とが必然的に結合していることが見て取れる。

(4) 「私の記憶に存する憲法改正の際の修正点」(1958年)

1958年に義男は、第24回国会参議院内閣委員会で、日本国憲法制定過程について参考人として証言している（鈴木・後掲【参考文献（1958年）】）。当事者による貴重なナラティブである。25条に関連する部分を引用しておく。

それから第25条第1項、これが原案になかったのでありますが、これは当時の社会党の森戸辰男さんと私とで相談をいたしまして、ぜひ一つこれも入れてもらいたい。これはドイツ憲法では、人間に値する生活、メンシエンヴユルデイゲス・デアザイン [menschenwürdiges Dasein] という憲法の規定があつて、実にわれわれをして感奮興起せしめたものでありますが、日本でも一つ、ああいう規定がなくちやおもしろくないというので、人間に値する生存を保障するというような言葉にしたいと思つて、それじやあまり直訳外国語を聞いているような気がしますから、そこで考えた結果、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」こういう言葉に直したわけがありますが、とにかくこれはわれわれが希望して入れていただいたわけがあります。だから第1項はなかつたのであります。そして第2項、これも議論がいろいろ出ましたけれども、第2項は、「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」これは立法の大

に躊躇の色を示す傾向のあるのはその理由多々存するであらうけれども、一つの重要な理由は、個人々格の哲理を、そのまま社会乃至文化の問題に流用しようとするためであらうと思はれる」と批判しつつ、新カント派西南ドイツ学派のラートブルフの「社会主義社会の文化観」に画期的な意義を見出している（同51頁）。

指針をうたつたのであります。政治の大指針をここで立法の大指針とともにうたつておくことが、日本憲法をして光あらしめるゆえんではないか。それはあまり空想に近い理想をうたつても仕方がないじゃないかという御議論もありました。確かにありましたが、そうすると、この憲法はあつちもこつちも理想をうたつているところがありすぎるのでありますので、理想をうたうついでにうたつておこうじゃないかということで、われわれが熱心に主張したところが、幸いに自由党さんの御賛成を得て入れていただくことができたのであります³⁷。

3-3. 小 括

前記(1)で見たように、「人間の世の中は不断の闘争である。しかし人は皆この闘争を超えて平和を望むのである。闘争は決して目的ではなく平和こそ目的である」と義男は主張していた。イエーリング (Rudolf von Jhering) は「Rechtのための闘争」(1872年)を説いたが、その目標もやはり「平和」にあった。義男も新憲法に関して、ガルトゥング (Johan Galtung) 流の構造的暴力の克服を含む「積極的平和」構想に先駆けるような観点から、各国の生存権の確保を目指すべく「世界連邦運動」という合理的運動を推進することを提唱してもいる³⁸。

とすれば、深瀬忠一が紹介する、1945年10月選出憲法制定議会提出フランス急進社会党人権宣言草案の中の、「生存の権利はあらゆる人権中の第一の人権である。…生存の権利とは戦争の廃止を意味する」³⁹という規定に近い発想をしていたと言えるかもしれない。規範論理的には、人格的生存権は、「武力やnuclearによる平和」をも超克した真の「平和(的生存権)的な文化国家」

37 鈴木・後掲【参考文献(1958年)】12-13頁。

38 鈴木・後掲【参考文献(1948年b)】38-40頁。

39 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店、1987年)151頁。

のうちにしかありえない。

もっとも、戦後の義男は、東西冷戦下の核対立状況の中、『原子力時代の経済の革命的展開』（1954年）において、もはや戦争に訴えることの無意味さを説いたうえで、資本主義が生き残るためには、フランス革命の精神に則り自ら「人間化」することで「自由制社会主義」へと進化しなければならないことを主張し、その要因として、「社会保障制の徹底」などとともに、「原子力を動力とする第三次産業革命」という「原子力の平和利用」の道を提案していたけれども⁴⁰——とはいえ、「原爆を持たない代わりに原発を持つ」という戦後のロジックに義男が手放しで賛同したかどうかは定かではない。むしろ、義男の憲法思想の〈平和主義—文化国家—人格的生存権〉というトリアーデのうちに、憲法全体を規整する、「人権としての平和」（高柳信一）である大文字の「全世界の国民の平和的生存権」理念⁴¹の胚胎を見ることも可能ではないだろうか。それはまた、「自由の問題としての第9条」（樋口陽一）を権力統制システムとの連関において憲法学的に評価する視座にも示唆⁴²を与えるだろう。

以上のような思想的地平のうえで、義男は、先に見たとおり、芦田小委員会における現行憲法25条1項に結実する審議において、「それならば生存権は最も重要な人権です」という主張に至ったのであった。「我が国における生存権思想の歴史をふりかえつて見ると、現在の生存権の憲法的保障が敗戦によつて

40 鈴木・後掲【参考文献（1954年）】62-68頁。

41 拙稿・前掲論文注6（2016年）。深瀬・前掲書注39、星野安三郎「平和的生存権序論」小林孝輔ほか編『日本憲法史考』（法律文化社、1962年）参照。日本国憲法前文への平和的生存権の明記については、本庄未佳「日本国憲法前文の成立過程」成城法学85号（2017年）なども参照。

42 石川健治「民主主義・立憲主義・平和主義」法律時報91巻2号（2019年）参照。

突如としてあらわれたものでないと確言できる」⁴³という評価は、義男の思想と実践によっても裏打ちされている。

結

義男は、「文化現象としての法律」の探究を強調し、コーラー (Josef Kohler) の所説を紹介しつつ、「法律は、畢竟、人類理性の産物である。法律は個性の各にそのふさはしい範囲を指し定め、その社会生活の上に於て理性的生存の目的を達することを可能ならしむる理性の所産である」⁴⁴と言う。著名なアメリカ合衆国連邦最高裁判官ホームズ (Oliver Wendell Holmes, Jr.)、も1899年の「科学における法と法における科学 (Law in Science and Science in Law)」論文で、「法をただ偉大な人類学的 = 人間学的 (anthropological) な文書とみなして研究することはまったく適切である」と経験論的見地から述べていた。法とは対話的人間の生のナラティブズのうちに現象するRecht理念の実定化である歴史的な人類の共同文化作品なのであり、法学とは法テキストを通じた法的言語による世界解釈にほかならない。法学は、たしかに法テキスト解釈学であるが、それは単なる法 (法律) 実証主義ではありえない。法テキスト解釈を通じてその根源にある生き生きとしたRecht理念にコミットすることを介して、世界を、人間を (あるいは、世界内存在としての現存在 (Dasein) を)、法的に理解し解明する学藝である。それはまた、各人諸々の生のナラティブズを成り立たしめているよすがである法的な共通言語の探究でもある。

本稿では、生涯の恩師であった東北学院学院長シュネーダー (David B.

43 松尾・後掲【参考文献】468頁。

44 鈴木・後掲【参考文献 (1925年)】99頁。

Schneder) をして「日本の若い『ウイルソン』⁴⁵と評せしめた福島県出身の鈴木義男の憲法思想を、彼のナラティブズのうちに探り、「立憲平和主義的生存権」というパースペクティブから発掘し整序してみた。これまでほとんど顧みられることのなかった義男の思想や業績を、限定的にはあれ紹介し解明できたことには、それなりの意味と意義があると思う。

本稿の考察も踏まえて現行憲法25条を読み直すと、その1項で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」と権利化し、その2項で「すべての生活部面について」と福祉国家化したことの深みを改めて感じさせるが、その大前提にRecht理念の実定国法化として、日本国憲法の顕著な特徴である「全世界の国民の平和的生存権」が「確認」されていることの重みを看過してはならない。むしろ現行憲法は、大文字の「全世界の国民の平和的生存権」というリアルな理念を前文に根本規範（「憲法の憲法」）として措定したことの要請ゆえに、国家緊急権条項を削除し9条を規定し、「一人ひとりの個人を尊重する」という点で平和的生存権と密接不可分の「個人として尊重」（13条）・「個人の尊厳」（24条2項）を前提としたうえでの「生存権」（25条1項、さらに2項も）を明記しえたと言える⁴⁶。それは二度と、ヴァイマル憲法の顛末のように、優生政策的に歪曲されて、「生きるに値しない命」の選別に悪用され、「友/敵」の分断と敵の殲滅（シュミット（Carl Schmitt）の旗印の下に蹂躪されたり、戦時間近の日本のように、全体性への同化や動員に濫用されたりしないための、右でも左でもない大戦後の第三の道としての「和解」の人類史の実験だと理解できる。

45 鈴木義男伝記刊行会編・後掲【参考文献】268頁。

46 このことは同時に、自由権と社会権とを体系整合的に正当化できるだけでなく、政府も裁判所も冷遇しがちな生存権の底上げにも資するだろう。

最後に、先ほど引用した、参議院内閣委員会における義男の参考人証言（鈴木・後掲【参考文献（1958年）】）の一節を引用して、本稿を閉じる。

—ほかの人はどうか存じませんが、私はきわめて自由な気分で、朗らかな気分でこの憲法制定に従事し、修正にも従事いたすつもりでおるのであります。…とにかくそういう意味においては、私は憲法を相当自由なる立場において作った、どうもハツタリをかける人は、銃剣を突きつけられて、やむを得ずこしらえた憲法であるなどということ、民衆を煽動するために言うのは御自由でありますけれども、少しくそが強過ぎると私は思っております。それにもかかわらず、それは見本を示されて作られたということならば、それは私も納得いたしますが、悪いものを作ったという意識がなかつたということをお了解を願いたい。…少数の特権階級は非常な失望を感ずるけれども、これは止むを得ないことで、大部分の国民大衆は歓呼かつさいして、天皇を権力から離し、戦争を放棄し、軍隊をやめるということは、当時非常な歓呼かつさいをもつてこれを迎えたものだということ、よく御記憶を願いたいのであります。…あれはそのまま抵抗したら、天皇制やめろ、共和国にしろという指令が出たでしょう。そういう憲法をそれこそ押しつけられたと思うのです。ですから、私はやはり天皇制を救つたものはマツカーサー憲法草案であり、またそれをすなおに取り入れたためである、こう見ております。…/それから当時、再検討をせよ、修正したいところがあつたら申し出よといつたけれども、いやよくできている、修正をするようなところはない。どこへ行つて聞いてもそういう御意見であつたのです⁴⁷。

47 鈴木・後掲【参考文献（1958年）】16,19-20,42,43頁。

【参考文献】

- 今井照「原発災害避難者の実態調査（1次-9次）」『自治総研』（地方自治総合研究所）393号-499号（2011-20年）
- 遠藤美奈「『健康で文化的な最低限度の生活』の複眼的理解 齋藤純一編著『福祉国家／社会的連帯の理由（講座・福祉国家のゆくえ5）』（ミネルヴァ書房、2004年）＆「憲法に25条がおかれたことの意味」季刊社会保障研究41巻4号（2006年）
- 大塚直「平穏生活権概念の展開」環境法研究8号（2018年）
- 尾形健『福祉国家と憲法構造』（有斐閣、2011年）＆「『社会改革（social revolution）』への翹望」南野森編『憲法学の世界』（日本評論社、2013年）
- 奥平康弘ほか編『危機の憲法学』（弘文堂、2013年）
- 奥貴雄『生存権の法理と保障（全3巻）』（東京新有堂、1985年）
- 葛西まゆ子『生存権の規範的意義』（成文堂、2011年）
- 金井光生「フクシマ憲法物語——平和的生存権という未完のプロジェクトへ」片桐直人ほか編『憲法のこれから（別冊法学セミナー247号）』（日本評論社、2017年）
- 古関彰一『日本国憲法の誕生（増補改訂版）』（岩波現代文庫、2017年）
- 塩田純『9条誕生』（岩波書店、2018年）
- 清水まり子「鈴木義男と生存権規定成立への関与について——研究ノート・その1：研究の概要」仁昌寺正一研究代表『キリスト教教育と近代日本の知識人形成』（学校法人東北学院、2011年）＆「人格的生存権の実現をめざして」社会事業史研究39号（2011年）＆「鈴木義男と生存権規定成立への関与——研究ノート・その2」仁昌寺正一研究代表『キリスト教教育と近代日本の知識人形成（2）』（学校法人東北学院、2012年）＆「鈴木義男の思想と実践から」社会事業史研究46号（2014年）＆「制憲議会における鈴木義男」東北学院史資料センター年報2巻（2017年）
- 鈴木安蔵『憲法学三十年』（評論社、1967年）＆『憲法制定前後』（青木書店、

1977年)

鈴木義男「所謂軍事教育案に就て」河北新報1924年12月8日&「所謂軍事教育案批判(全6回)」河北新報1924年12月9日-15日(*以上は、金井光生「〔翻刻〕鈴木義男『所謂軍事教育案批判』(1924年)ほか」福島大学行政社会論集32巻2号(2019年)に翻刻)&「文化現象としての法律」法政大学法学志林27巻2号(1925年)&「所謂基本権の法的實現」社会政策時報64号(1926年)&「社会的立法の思想的背景(上・中・中(続)・下)」社会政策時報78号・79号・81号・82号(1927年)&『法律の社会化』(社会教育協会、1933年)&「新憲法と社会党」日本社会党『社会思潮』1巻1号(1947年)&「新憲法逐条解説(2)」日本社会党社会思潮編集局『社会思潮』11号3月号(1948年a)&『新憲法讀本』(鱒書房、1948年b)&『原子力時代の経済の革命的展開』(民主評論社、1954年)&『私の記憶に存する憲法改正の際の修正点』(憲法調査会事務局、1958年)

鈴木義男伝記刊行会編『鈴木義男』(鈴木義男伝記刊行会、1964年)

高橋彦博『日本国憲法体制の形成』(青木書店、1997年)

富江直子『救貧のなかの日本近代』(ミネルヴァ書房、2007年)

中里見博「原発と憲法」憲法問題24号(2013年)

中村睦男ほか『生存権・教育権』(法律文化社、1989年)

長谷部恭男編『注釈日本国憲法(3)』(有斐閣、2020年)

波多野敏『生存権の困難——フランス革命における近代国家の形成と公的な扶助』(勁草書房、2016年)

松尾敬一「近代日本における生存権思想の展開」神戸法学雑誌4巻3号(1954年)

武藤類子『福島からあなたへ』(大月書店、2012年)

山室信一『憲法9条の思想水脈』(朝日新聞社、2007年)

※2021年2月13日23時07分に福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の余震が発生した。